

令和3年2月1日

広島県中小企業共済協同組合



所在不明未利用組合員の法定脱退手続きに関するお知らせ（公告）

この度、当組合は、令和3年6月24日開催の通常総代会において、共済事業の適切な業務運営を目的として、長期間に亘り当組合事業の利用がなされず、かつ、所在が不明となっている未利用組合員に対し、定款・規約の定めにより、下記のとおり除名による法定脱退の手続きを講ずる旨の決議を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、対象の未利用組合員には、「本公告によるご案内」「除名決議の通知」「除名を希望しない旨の弁明機会の付与」「総代会での議決」「除名決定通知の発送」等の適切な手続きを行うことといたします。

また、当組合への住所変更の届出がまだお済みでない組合員の方につきましては、下記の照会先までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 所在不明未利用組合員

所在不明の未利用組合員とは、5事業年度以上継続して当組合の事業を利用していない方で、かつ、当組合から発した「出資額ならびに事業利用催告の通知」が、当組合に届け出られた住所に到達しなかった方をいいます。

2. 除名対象組合員

除名対象の組合員とは、当組合同規約に基づき行う「除名の公告」に対して、本人等から除名を希望しない旨の申し出がなされなかった所在不明未利用組合員の方で、当組合理事会において総代会における除名決議の対象者として決定された方をいいます。

3. 除名対象組合員に対する除名手続き

上記1. 2. の要件に該当し、除名決議を行う総代会の会日10日前までに発する「除名決議の通知によるご案内」によっても除名を希望しない旨の申し出がなされない場合は、本総代会に上程し、除名決議を決するものとします。なお、除名が決定した組合員に対しては、書面で「除名決定の通知」を送付することとします。

除名を希望されない場合は、下記の照会先までご連絡をお願いいたします。

4. 除名の決議を行う総代会の日時

令和3年6月24日 午前10時30分より

5. 脱退者の持分の払い戻し

除名が決定した組合員の持分は、法定脱退（除名による脱退）の決議がなされた総代会以降、本人等から当組合への申し出があれば、いつでも払い戻しをさせていただきます。

6. 脱退後の再加入について

当組合へ再加入を希望される場合は、下記の照会先までご連絡をお願い申し上げます。ただし、当組合の組合員資格要件等によりご加入いただけない場合もありますので、予めご了承ください。

本件についてご不明な点がございましたら、下記照会先までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関する照会先】

広島県中小企業共済協同組合 総務部 総務課

TEL (082) 243-2221 (平日9:00~17:00)